

## 阿賀野市条例第30号

阿賀野市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年阿賀野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号ウ中「職及び」の次に「氏名並びに」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。